

社会福祉法人みやぎ会 地域密着型通所介護きずな 運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人みやぎ会が開設する地域密着型通所介護きずな（以下「事業所」という）が行う認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が在宅の要介護状態及び要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条
- (1) 事業所の管理者及び従業者は利用者が要介護状態及び要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び、機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることができるよう目指す。
 - (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護を提供するよう努める。
 - (3) 契約者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じるものとする。
 - (4) 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、知り得た利用者及び家族個人の秘密については、守秘義務を厳守する。
 - (5) 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業所、他の居宅サービス事業者、介護保険施設、保健医療サービス・福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 地域密着型通所介護きずな
- (2) 所在地 青森県八戸市大字売市字観音下3番2

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者及び生活相談員 1名（常勤職員1名）
管理者は、この事業所の管理及び業務の管理を行う。

利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。

但し、介護職員の不足がある場合には介護業務を行う。

(2) 生活相談員 2名以上

利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。

但し、介護職員の不足がある場合には介護業務を行う。

(3) 看護職員及び機能訓練指導員 2名以上

利用者の保健衛生並びに看護業務、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、その減退を防止する為の訓練を行う。

但し、介護職員の不足がある場合はそれらの業務を行う。

(4) 介護職員 3名以上

利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

(5) 事務員 1名以上

事業所に関わる事務業務全般を行う。

但し、介護職員の不足がある場合には介護業務を行う。

(6) 運転手 1名（非常勤職員1名）

利用者様の送迎及び介護業務を行う。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日・営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日～日曜日までとする。また、国民の休日も営業とするが、12月31日、1月1日は休業とする。
- (2) 営業時間 8時から17時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 9時から16時15分とする。

第4章 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の利用定員

(利用者定員)

第6条 事業所の利用者定員は、次のとおりとする。

認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護 12名

(定員の順守)

第7条 災害時やむを得ない場合を除き、利用者定員を超えてサービスを提供しない。

但し定員超過した際は介護保険制度に即した請求(減算 70/100)を行うこととする。

第5章 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の内容及び、利用料その他の費用の額

(認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供方法)

- 第8条 (1) 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。
- 第9条 (1) 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護を提供する。
(2) 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。
- 第10条 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議を通じて、利用者の心身状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況などの把握に努める。
- 第11条 (1) 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
(2) 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うと共に、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な関係に努める。
- 第12条 正当な理由なく認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供を拒まない。ただし、通常の実施事業などを勘案し、利用申込者に対して適切な事業の提供が困難と認められた場合は、他の認知症対応型通所介護事業者及び介護予防認知症対応型通所介護事業者の紹介など、必要な措置を講じる。
- 第13条 (1) 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供を求められた場合には、被保険者証により、被保険者資格、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という）の有無、要介護認定等の有効期限を確認する。
(2) 前項の被保険者証に介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されている場合、その意見に配慮して認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護を提供する。

- 第14条 (1) 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者には、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、行われていない場合には利用の意思を踏まえて、速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う。
- (2) 居宅介護支援（これに相当するサービスを含む）が利用者に対して行われていないなどの場合であって必要と認める時は、要介護認定等の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間満了日の1ヶ月前にはなされるよう、必要な援助を行う。

第15条 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が法定代理受領サービスの要件を満たしていないとき（介護保険法第41条第6項及び介護保険法施行規則64条各号のいずれにも該当しない時）は、当該利用申込者又はその家族に対し、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

(認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の内容)

第16条 事業の内容は次の通りとする。

- (1) 送迎
- (2) 入浴
- (3) 食事
- (4) 介護サービス
- (5) 生活指導
- (6) 介護方法の指導
- (7) 健康状態の確認
- (8) 個別機能訓練
- (9) 口腔機能向上サービス
- (10) 若年性認知症利用者受入サービス

- 第17条 (1) 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- (2) 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。

- (4) 常に利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び援助を行う。

- 第18条 (1) サービスの提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画を作成する。
- (2) 前項の認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
- (3) サービス提供責任者は第1項の認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明する。
- (4) サービス提供責任者は認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画作成後においても、当該認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画の変更を行う。なお、第1項から第3項までの規定は、認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の利用料等)

- 第19条 (1) 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護が法定代理受領サービスである場合には、厚生労働大臣の定める基準により算定した利用者負担割合の額とする。
- (2) 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- (3) 前1項の他、次に掲げる費用を別途実費請求することとする。(介護保険事業とは請求を別にする。)
- | | | |
|--------------|--------------|------|
| 1) 食費 | 一食につき | 500円 |
| 2) おむつ代 | 一枚につき | 100円 |
| 3) レクリエーション代 | 個別で使用するものは実費 | |

第6章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

- 第20条 通常の実施区域は、南郷、種差地区を除く八戸市とする。

第7章 サービス利用に当たっての留意事項

第21条 機能訓練の実施の際、訓練に適さない疾患や既往のある利用者については事前に利用者から十分に心身状況の確認をする他、利用者自身にもその旨を理解してもらえよう指導する。

第8章 緊急時等における対応方法

(緊急時における対応方法)

第22条 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の従事者は、事業の実施中に、利用者の病状の急変及びその他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講じるとともに、管理者に報告する。

第9章 非常災害対策

(非常災害対策)

第23条 (1) 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、非難に関する計画を作成する。
(2) 非常災害に備え、少なくとも年2回の避難、救出その他必要な訓練などを行う。

第10章 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待防止に関する事項)

第24条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第11章 その他運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第25条 事業所において感染症が発生し、または蔓延しないよう次の各号に挙げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第26条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図る為の計画（以下、「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (2) 事業所は、定期的に業務計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第27条 利用者が、正当な理由なく認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の利用に関する指示に従わずに要介護状態及び要支援状態等の程度を増進させた認められた時、偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとしたときは、市町村に対して通知する。

(勤務体制の確保)

- 第28条
- (1) 利用者に対して、適切な認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護を提供できるよう、従業者等の勤務体制を定める。
 - (2) 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設ける。
 1. 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 2. 継続研修 年2回以上
 - (3) 事業所は、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員当、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者などの資格を有する者、その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。

(衛生管理等)

- 第29条
- (1) 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の従業者等の清潔保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行う。
 - (2) 事業所の設備及び備品などについて、衛生的な管理に努める。

(秘密保持)

- 第30条
- (1) 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏ら

さない。また、事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密をもらすことのないよう、必要な措置を講じる。

- (2) サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく。

(ハラスメント防止)

第31条 事業者は、適切な認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、または、優越的な関係を背景とした言動、行動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第32条 居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、利用者に対して事業所によるサービスを利用されることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与することはしない。

(苦情処理)

- 第33条
- (1) 提供した認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、相談窓口の設置（法人本部、第三者委員への報告等含む）など、必要な措置を講じる。
 - (2) 自ら提供した認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に関して、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書などの提出や提示の求め、当該市町村の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。市町村から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。
 - (3) 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が介護保険法第176条第1項第2号に基づき行う調整に協力する。自ら提供した認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合はそれに従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第34条 (1) 利用者に対する認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族などに連絡すると共に、必要な措置を講じる。

- (2) 利用者に対する認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(会計の区分)

- 第35条 事業所ごとに経理を区分すると共に、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の会計をその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

- 第36条 (1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
(2) 利用者に対する認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から5年間保存する。

(その他)

- 第37条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人みやぎ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6年 4月 1日より施行する。